

II 集計客体の特性

1. 性別 構成割合

受給者の性別をみると、「厚生年金のみ」では男性1.3%、女性98.7%と、ほとんどが女性となっている。また、調査客体から子たる遺族基礎年金受給者を除いているため、「厚生年金と基礎年金の両方」、「基礎年金のみ」及び「寡婦年金」では、集計客体は女性のみである。

第Ⅱ－1表 制度別・性別 受給者数及び構成割合

	計	男性	女性	計	男性	女性
	(単位：千人)			(単位：%)		
計	4,418	55	4,364	100.0	1.2	98.8
厚生年金のみ	4,318	55	4,263	100.0	1.3	98.7
厚生年金と基礎年金の両方	59	・	59	100.0	・	100.0
基礎年金のみ	22	・	22	100.0	・	100.0
寡婦年金	19	・	19	100.0	・	100.0

2. 被保険者との続柄別 構成割合

被保険者（死亡者）からみた受給者の続柄をみると、「厚生年金のみ」では夫が1.1%、妻が97.8%、父母または祖父母が1.1%と、ほとんどが妻となっている。また、調査客体から子たる遺族基礎年金受給者を除いているため、「厚生年金と基礎年金の両方」、「基礎年金のみ」及び「寡婦年金」では、被保険者からみた受給者の続柄は妻のみである。

第Ⅱ－2表 制度別・被保険者との続柄別 受給者数及び構成割合

	計	夫	妻	父母または 祖父母	計	夫	妻	父母または 祖父母
	(単位：千人)				(単位：%)			
計	4,418	49	4,324	45	100.0	1.1	97.9	1.0
厚生年金のみ	4,318	49	4,224	45	100.0	1.1	97.8	1.1
厚生年金と基礎年金の両方	59	・	59	・	100.0	・	100.0	・
基礎年金のみ	22	・	22	・	100.0	・	100.0	・
寡婦年金	19	・	19	・	100.0	・	100.0	・

3. 年齢階級別 構成割合

受給者の年齢階級別構成割合をみると、「厚生年金のみ」では、60～69歳、70～79歳、80歳以上の受給者がそれぞれ全体の17.6%、33.7%、43.0%となっており、60歳以上の受給者が全体の9割以上を占めている。また、受給者の平均年齢は76.7歳となっている。

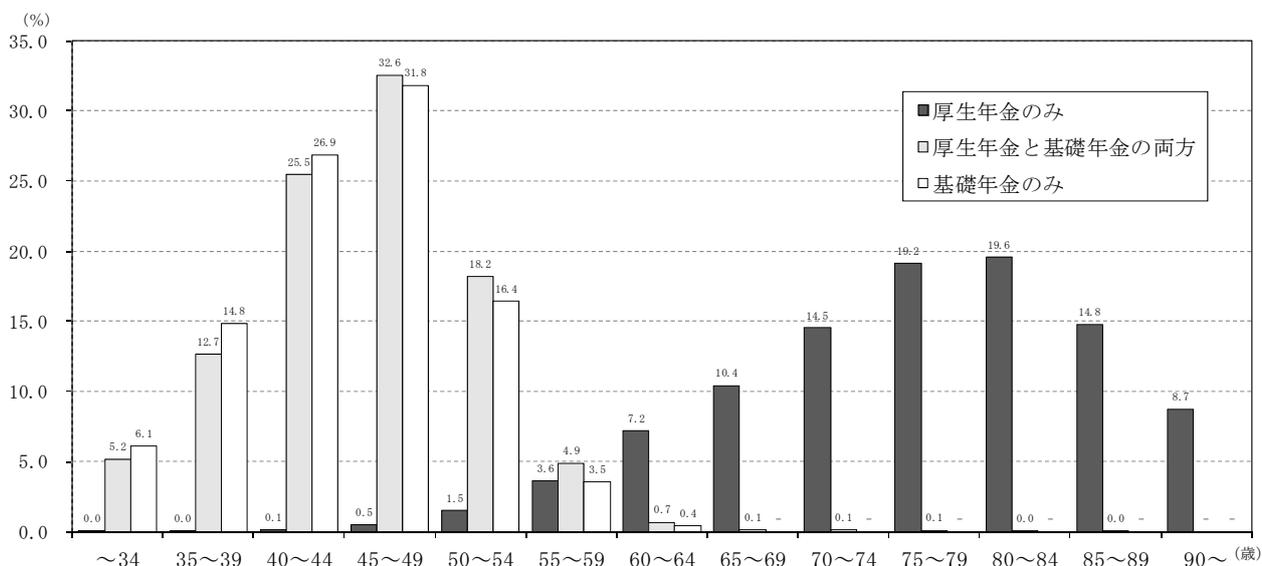
一方、遺族基礎年金は18歳未満の子（障害等級1級または2級に該当する子については20歳未満の子）を扶養する遺族に支給されるものであり、「厚生年金と基礎年金の両方」及び「基礎年金のみ」では、40～49歳の受給者がそれぞれ全体の58.0%、58.7%と、全体の半数以上を占めている。また、受給者の平均年齢はそれぞれ45.2歳、44.4歳となっている。なお、寡婦年金は60歳から65歳になるまで支給される年金であるため、受給者全員が60～64歳であり、平均年齢は62.1歳となっている。

第Ⅱ－３表 制度別・年齢階級別 受給者数及び構成割合

	計	～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～	平均年齢 (歳)
計	4,418	18	72	237	779	1,455	1,482	375	76.1
厚生年金のみ	4,318	2	25	219	760	1,455	1,482	375	76.7
厚生年金と基礎年金の両方	59	10	34	14	0	0	0	-	45.2
基礎年金のみ	22	5	13	4	0	-	-	-	44.4
寡婦年金	19	・	・	・	19	・	・	・	62.1

	計	～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90～	平均年齢 (歳)
計	100.0	0.4	1.6	5.4	17.6	32.9	33.6	8.5	76.1
厚生年金のみ	100.0	0.1	0.6	5.1	17.6	33.7	34.3	8.7	76.7
厚生年金と基礎年金の両方	100.0	17.8	58.0	23.1	0.8	0.2	0.1	-	45.2
基礎年金のみ	100.0	20.9	58.7	20.0	0.4	-	-	-	44.4
寡婦年金	100.0	・	・	・	100.0	・	・	・	62.1

第Ⅱ－４図 年齢階級別 構成割合



4. 遺族年金額階級別 構成割合 及び 平均年金額

遺族基礎年金

1階部分である遺族基礎年金の年金額は、基本の額（平成22年度は792,100円）に加給対象者たる子の数に応じて一定額（平成22年度は2人目まで227,900円、3人目以降75,900円）を加算することとしている。「基礎年金のみ」の受給者における年金額別構成割合をみると、1,020,000円（子1人）が54.4%と半数以上を占めており、平均年金額は113.2万円となっている。

また、「寡婦年金」の受給者における年金額階級別構成割合をみると、40～50万円が45.8%と最も多く、平均年金額は47.0万円となっている。なお、寡婦年金の最高額（平成22年度は594,100円）を受給している者の割合は4.4%となっている。

遺族厚生年金

2階部分である遺族厚生年金の年金額は、被保険者（死亡者）の標準報酬及び厚生年金の被保険者であった期間等に基づいて計算される額に、受給要件を満たす者については、中高齢寡婦加算等の額が加算される。「厚生年金のみ」の受給者における年金額階級別構成割合をみると、100～150万円が35.5%と最も多く、平均年金額は101.7万円となっている。また、「厚生年金と基礎年金の両方」では、150～200万円が65.5%と最も多く、平均年金額は162.6万円と、「厚生年金のみ」及び「基礎年金のみ」より高い水準となっている。

なお、高齢期の遺族配偶者については、平成19年4月1日より、自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、改正前の水準との差額が遺族厚生年金として支給される仕組みへと改められたため、施行日時点で65歳未満であった受給者であって、現在老齢厚生年金の受給権を有する者等については、遺族厚生年金の受給額が相対的に低くなっていることに留意する必要がある。

第Ⅱ－５表 制度別・遺族年金額階級別 構成割合 及び 平均年金額

(単位：%)							
計	計	～50万円	50～100万円	100～150万円	150～200万円	200～万円	平均額 (万円)
		100.0	22.2	21.8	35.6	17.9	2.5
厚生年金のみ	計	～50万円	50～100万円	100～150万円	150～200万円	200～万円	平均額 (万円)
	100.0	22.5	22.1	35.5	17.4	2.5	101.7
厚生年金と基礎年金の両方	計	～50万円	50～100万円	100～150万円	150～200万円	200～万円	平均額 (万円)
	100.0	・	・	29.4	65.5	5.1	162.6
基礎年金のみ	計	1,020,000円 (子1人)	1,247,900円 (子2人)	1,323,800円 (子3人)	1,399,700円 (子4人)	1,475,600円～ (子5人～)	平均額 (万円)
	100.0	54.4	36.1	8.6	0.9	-	113.2
寡婦年金	計	～20万円	20～30万円	30～40万円	40～50万円	50～万円	平均額 (万円)
	100.0	1.0	2.0	14.2	45.8	37.1	47.0